

答申 情第43号

平成29年5月8日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開（全部公開）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年11月9日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

## 1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年6月9日付け広報課第6号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

## 2 審査請求の経緯

- (1)平成28年5月30日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱（改正案）第10条提案等については、提案等を行った本人以外へは原則として非公開とする」とあるがどのような経過でこのような要綱ができたのかが分かる全ての資料について公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、「わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱の策定について（伺い）」を公開請求に係る公文書と特定し、平成28年6月9日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書公開（全部公開）決定通知書を送付した。
- (3)平成28年6月27日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年11月9日、当審査会に対し条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

請求内容の確認が出来ていない。「どのような経過でこのような要綱が出来たのかが分かる資料の情報公開を求める」なのに内容を理解していない。要綱を作るならば作る理由を明確に公表しなければいけない。なぜ経緯を公開しないのか。

また起案者に話を聞いたが今は担当ではないので回答できないと言われた。ただし要綱の策定について（伺い）に使用されている職員の印鑑は本人のものではないと言っている。勝手に他人の印鑑を本人が知らないところで使用することは犯罪行為である。

また添付書類の「市民相談課」などと言う課は存在しない。改定するならばこれらも改定しなければいけない。

最近広聴広報課がおかしな対応をくださったから公開説明を求めて情報公開した。条例、要綱は法律に反することを決めてはいけないことが理解されていないようなので審査請求をした。

#### 4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

わたしの提案、陳情・要望等事務取扱い要綱（以下「取扱い要綱」という。）第10条については、要綱策定時から変更されていないことから、策定時の決裁資料を公開したものである。

なお、決裁資料中の名称が市民相談課となっている件については、要綱が施行される平成18年4月1日から、課名が市民相談課に変更となったためである。その後、平成22年4月1日から再び広聴広報課に課名を変更した。

また、訂正印が起案者印と異なる件については、決裁完結後の保存期間中にファイルナンバーの選択誤りが確認されたため、平成24年5月7日決裁により課員が訂正処理を行ったことによるものである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、取扱い要綱（改正案）の策定経過に関する公文書である。

審査請求人は、実施機関による対象公文書の特定は請求の趣旨を理解していない旨主張していることから、以下、対象公文書の特定の妥当性について検討する。

##### (2) 対象公文書特定の妥当性について

実施機関は、取扱い要綱第10条の規定については、同要綱策定時から改正されていないことから、策定時に起案し決裁を受けた原議を対象公文書として特定したものである。

また、実施機関は、同要綱策定に当たり各条文を規定した理由などを記す公文書及び策定に関する会議記録について探索したが存在しなかったとのことである。

当審査会において、他の公文書の存在について実施機関に改めて確認を求めたところ、同じ回答であった。

しかしながら、「どの様な経過で」「要綱ができたのかが分かる」資料を審査請求人が求める趣旨からすると、当該条文を規定した理由等が記載された公文書を求めていると考えることは自然であり、実施機関が特定した対象公文書に含めるべきであると考えられる。

このため、本件処分に加え、当該経過等の分かる部分に係る公文書について、その不存在を理由とする非公開決定をすべきではあるものの、実施機関が改めて公文書を探索した結果、他には存在しないことを既に確認し

たことから、本件処分を取り消す必要はないため、本件処分については、結論において妥当であると認められる。

(3) その他

ア 実施機関においては、公文書公開請求の趣旨の的確な把握など、適切な制度運用に努められたい。

また、「実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」(相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)第5条第1項) 適切な文書作成に努められたい。

イ 審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った公開決定については、結論において妥当であると判断する。

## 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月 9日	実施機関からの諮問
平成29年 3月 6日	審議 実施機関からの意見聴取
4月 5日	審議 審査請求人の意見陳述

第2部会委員 高佐 智美  
岩崎 忠  
安永 佳代